

令和4年第7回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(令和4年6月27日)

召集年月日 令和4年6月27日（月）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和4年6月27日 午後4時00分

閉会 令和4年6月27日 午後4時35分

出席委員（14名）

1番 細川正博	2番 松尾豊（会長）	3番 渡邊典子
4番 岩崎誠一	5番 桑田一広	6番 森和哉
7番 谷口新市	8番 松尾光繁	9番 松井厚雄（職務代理）
10番 早川直助	11番 塩野鐘吉	12番 小原悟
13番 古池洋子	14番 國久博一	

出席事務局

局長 新谷博樹	次長 小西守	書記 藤原昭洋
		早川与志樹
		谷口有利子

提出議案

議案第24号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び 所有権移転許可申請審議について
議案第25号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用事業 の事業計画変更申請審議について
議案第26号	現況証明について
議案第27号	令和4年度最適化活動の目標の設定等について
報告第2号	事業計画（転用許可不要案件）について

局長 皆さんご苦労様です。  
ただ今から、令和4年第7回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案と1報告を予定しております。  
それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。  
会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和4年第7回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]  
議 長

それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、14名全員でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]  
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは 8番 松尾光繁委員さんと9番 松井委員さんを指名いたします。

[日程 2]  
議 長

日程2 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長

議案第24号は、〇〇〇在住の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇在住の〇〇〇〇氏が自宅への進入路及び駐車場として使用するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第24号資料説明)

譲受人の〇〇氏は〇〇〇〇〇の方で、現在は〇と〇〇〇の賃貸住宅に居住しています。

資料5ページのとおり譲受人は申請地の西側の宅地に近々住宅を建築する予定で、その宅地と町道をつなぐ進入路及び住宅の駐車場として使用したいとのことです。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の住宅への進入路及び駐車場は地域住民の必要な施設として集落に接続して設置されるものであるため、転用基準に合致すると考えます。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

國久委員

はい、議長。

こちらは20日に小原委員と現地を確認いたしました。

事業計画は、土地の造成ではなく周囲の営農に影響はないものと確認しました。また、当該農地は集落内の宅地化している区域にあることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですが、議案第24号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員でございますので、日程2 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県に進達するものとします。

[日程3]

議長 日程3 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による農地転用事業の事業計画変更申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。  
議案第25号は、〇〇の〇〇〇〇氏が転用事業計画を車庫から駐車場に変更する申請であります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。  
(議案第25号資料説明)  
申請者は、当該農地の町道を挟んで向かい側に居住しており、平成27年8月に当該農地に自家用車の車庫を建築する計画で転用許可を受けていましたが、土地の整地が終了した後、資金不足により車庫が建築できない状態が続いていました。今回、車庫を建築せず駐車場とする事業計画の変更の申請をされました。その理由としては、当該農地のすぐ近くに県道があり、冬の除雪時に雪が落ちてくることにより車庫が傷むと考えられるためとのことです。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

國久委員 はい、議長。  
こちら20日に小原委員と現地を確認いたしました。  
当該農地には周辺に農地はなく、営農に影響はありません。また、車庫から駐車場という事業計画の変更は用途としては大きな変更ではないと考えられることから、変更後も転用はやむを得ないと考えます。

議長 ご報告ありがとうございます。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が  
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、議案第25号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員でございますので、日程3 農地法第5条第1  
項の規定による農地転用事業の事業計画変更申請審議につ  
いては承認相当の意見を付して県へ進達するものとします。

#### [日程 4]

議長 日程4 議案第26号 現況証明について を議題とし  
ます。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長

議案第26号は、〇〇〇在住の〇〇〇〇〇氏が登記上農  
地である土地の現況が非農地であることの証明を求める申  
請でございます。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長

(議案第26号資料説明)

申請者は、登記上農地の現況が農地以外となっていると  
して、今回の現況証明を申請しております。

この申請について、「福井県農地関係事務処理要領」に  
基づき、農業委員3名及び事務局職員で現地確認を行いま  
した。

当該農地の状態等につきましては、本日お手元に配布し  
た現地調査報告書のとおりです。

当該農地は報告書のとおり現在防火水槽が設置されてい  
ます。これは、町の公共工事によるもので、令和2年6月  
おおい町農業委員会において転用許可不要案件として報告  
させていただいております。転用許可が不要であるため、  
許可書がなく、現況どおりに地目変更するために現況証明

が申請されました。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

國久委員 　　はい、議長。  
こちらも20日に小原委員及び松尾会長と3名で現地を確認いたしました。現地確認の結果、報告書記載のとおり防火水槽が設置され、土地全体がアスファルト舗装されており農地でない状態であることを確認しましたので、交付基準の「農地法に規定する転用規制の例外に該当するもの」に合致しており、農地でない旨の証明をすることが適当であると判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございます。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、議案第26号について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 　　挙手全員でございますので、議案第26号 現況証明については、申請内容を認め、非農地とする証明を発行することといたします。

#### [日程 5]

議長 　　日程5 議案第27号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について を議題といたします。  
それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 　　はい、議長  
議案第27号は、農林水産省が新たに制定したガイドラインに基づき各農業委員会で農地の集積面積や委員の目標

活動日数を設定することとされたため、令和4年度の設定目標を決定するものです。詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長。

(議案第27号資料説明)

資料14ページから16ページが、農林水産省が定めた統一様式による設定目標です。委員の皆様への活動にかかわりのある部分を抜粋して説明させていただきます。

まず、15ページの「Ⅱ最適化活動の目標」の「1最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」については、現在の集積面積が344ヘクタール、46.0%であることから、今年度末に48%を目標にし、新規集積面積を16ヘクタールとしたいと思っております。なお、②の目標欄に令和5年度までに80%の集積を目標にしていますが、これは県下全域の目標が令和5年度までに80%になっていることから、この数字とするよう県から指導があったものです。集積の成果は、農業委員会が同意する利用権設定した農地が対象になりますことから、委員の皆様には農地の利用権設定を周囲の方に呼びかけていただきたいと思います。

「(2)の遊休農地の解消」については、昨年度の農地パトロールで緑区分、つまり1年以上管理ができていないが、草刈等をすれば遊休状態が解消できる農地を解消する目標を今年度で0.6ヘクタール、昨年度新規発生した緑区分の農地の解消は今年度中に解消することを求められていますので目標を1.29ヘクタールとさせていただきました。こちらについては、夏に実施する農地パトロールの結果、緑区分になった農地については事務局から草刈の依頼文書を送付するため、委員の皆様には通知を受け取った方から相談があった場合に趣旨の説明などを行い、草刈などを勧めていただきたいと思います。

次に16ページの「2最適化活動の活動目標」は、委員一人当たりの活動日数をひと月8日と設定させていただきました。これは平均の日数ですので、春夏秋に平均以上の日数を活動し、冬に平均以下の日数となっても問題ありません。ただし、先月の委員会でもお願いしましたが、ひと月に1日も活動しなかった月がないよう改めてお願いいたします。目標を8日としましたのは、目



標の日数で国から定められた農業委員会の評価点数がつくことになりませんが、8日以上であれば評価点数が目標日数7日以下よりも多いことから、8日以上で設定させていただきました。来年度は今年度の実績を見ながら設定したいと思います。活動日数にカウントできる活動としては農地の見回りなどですが、「(2)活動強化月間の設定目標」として設定した10月から12月中に資料に記載の内容をしていただくことで目標日数達成を目指していただきたいと思います。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 　　目標日数8日というのは、一人の平均なのか。全体の平均になるのか。

谷口書記 　　一人の平均です。

細川委員 　　サラリーマンをしている委員などは農業をしておらず、農地の見回り活動が難しいと思うが、目標日数を達成できるか心配である。

局長 　　日常生活の中での見回りを行っていただく活動でも結構です。

次長 　　見回りだけでなく近所の方々との農業に関する話し合いをすることも活動の一つにカウントができます。

森委員 　　冬は一か月8日以上活動することが難しいかもしれない。冬場はどのような活動が対象になるのか。

次長 　　冬は営農座談会や区の集まりなどで営農者との話し合いができるかと考えます。

議長 　　ほかにご意見、ご質問がないようですが、議案第27号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

